**【別紙１】**

**特定事業所集中減算の取扱いについて**

　下記１の判定期間内に作成された居宅サービス計画のうち、指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護の各サービスについて、同一の事業者によって提供されたものの占める割合の状況に関し、必要な書類を作成し、玉野市へ提出してください。

１　判定期間、減算適用期間及び提出期限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 減算適用期間 | **提出期限** |
| **令和７年度**  **後期** | 令和７年９月１日～  令和８年２月28日 | 令和８年４月1日～  令和８年９月30日 | **令和８年３月18日（水）**  （当日までに必着） |

２　提出対象事業所

**全ての事業所**

**※全てのサービスで紹介率が80％を超えない場合でも提出してください。**

**なお、当該書類は、各事業所において５年間保存しておく必要があります。**

３　提出先　　　　玉野市長寿介護課指導監査係（〒706-8510　玉野市宇野1-27-1）

４　提出部数　　　１部

５　提出方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 紹介率の計算結果 | 提出書類 | 提出方法 | 市から事業所へ通知 |
| 全サービスの紹介率が80％以下 | 様式１のみ  （Ａ４で２枚、押印不要） | 郵送・持参・  メールへ  添付・ＦＡＸ | 計算した紹介率が80％以下の場合、減算は適用されませんので、市から別途通知しません。紹介率が80％を超えた場合にのみ通知します。 |
| いずれかのサービスの紹介率が80％超 | 必要に応じた様式（押印不要） |

６　提出書類　　　全ての事業所は、特定事業所集中減算に係る届出書（様式１）を提出してください。紹介率最高法人の占める割合が80％を超えている事業所は【提出書類一覧表】により提出してください。

　【提出書類一覧表】

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 提出する事業所 |
| 特定事業所集中減算に係る届出書  （様式１) | 全ての事業所 |
| 特定事業所集中減算に係る理由書  （様式１.１) | 紹介率最高法人の占める割合が80％を超えている事業所 |
| 居宅サービス事業所一覧表  （様式２） | 紹介率最高法人の占める割合が80％を超えており、「正当な理由」の①又は⑤に該当する事業所 |
| 特定事業所集中減算に係る再計算書  （様式３） | 紹介率最高法人の占める割合が80％を超えており、「正当な理由」の⑥のイ又はロに該当する事業所 |
| 居宅サービス計画数内訳表  （様式４） |
| 該当者の「アセスメント」及び  「居宅サービス計画」の写し | 紹介率最高法人の占める割合が80％を超えており、「正当な理由」の⑥のイに該当する事業所 |
| 居宅サービス事業所の選択に  係る確認書（様式５） | 紹介率最高法人の占める割合が80％を超えており、「正当な理由」の⑥のロに該当する事業所 |

※「【別紙２】特定事業所集中減算届出書　記載要領」及び「（様式１）記入例」を

　　 参考にして作成してください。

７　その他

　　「正当な理由」については、要件を形式的に満たした場合であっても、玉野市が実施する運営指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象とします。

　　また、記載内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正又は虚偽の報告があったものとして、介護保険法第84条の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等を行うことがあります。